第１号様式（第９条関係）

条　例　見　直　し　調　書

作成年度	30 年度	次回見直し予定	35 年度

条　例　名	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例		
条　例　番　号	平成 25 年神奈川県条例第３号	法 規 集	第６編第１章第２節
所　管　室　課	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課		
条　例　の　概　要	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 39 条第１項の規定に基づく同法第 38 条第１項に規定する保護施設の設備及び運営に関する基準を定めている。		

	視　点	検　討　内　容	備　考
検討	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、生活保護法第 39 条の規定に基づき、配置する職員及びその員数その他の保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものであるから、必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	現行の本条例の内容で保護施設は利用者に対し、健全な環境の下で、職員による適切な処遇を行うよう機能し、また、実績においても定員に対する利用者数が定員相当数で推移していることから有効性が認められる。	・各年 3 月 31 日現在 定員 180 利用者 30 年　187 29 年　186 28 年　190 27 年　188 26 年　188 25 年　188 ※定員変化なし
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	県所管内にある保護施設において、保護施設の利用を必要とする者について、制度の趣旨に沿った支援が実践されていることを確認しており、適切かつ効率的な運営が図られていることが確認されている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	保護施設は、生活保護法に基づく施設で県の基本方針と齟齬をきたすものではない。 「かながわグランドデザイン（基本構想）」に、「必要なときに必要なサービスが提供され、誰もが安心して、健康にくらすことができる地域社会の実現をめざす」とあり、県の基本方針と適合している。	

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>適法性
（憲法、法令に抵触しないか。）</td><td colspan="2">生活保護法第 39 条に基づき、施設の設備及び運営に関する基準を定める条例であり、憲法、法令に抵触しない。</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し結果</td><td colspan="2" rowspan="2">1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。
３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。
４　改正及び運用の改善等を検討する。
５　廃止を検討する。</td><td colspan="2">理　由　等</td></tr>
<tr><td colspan="2">現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要性はない。</td></tr>
</table>